

延岡市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あらゆる差別の解消とすべての市民の人権が尊重される社会を実現することを目的とした延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例（令和元年条例第15号）の基本理念及び本市の人権施策の指針である延岡市人権教育・啓発推進方針に基づき、パートナーシップ宣誓制度の実施に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 「結婚や恋愛は異性が対象」「身体の性別と心の性別は一致する」など今まで一般的・典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である二人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 宣誓しようとする者の一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内へ宣誓の日から原則として1か月以内に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓しようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (4) 宣誓しようとする者が、民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、揃って市職員の面前においてパートナ

ーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる全ての書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓しようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った者の双方が市内に住所を有しない場合は、宣誓後1か月以内に、本市に転入後の住民票の写しを市長に提出するものとする。

3 宣誓しようとする者が本人であるかどうかの確認方法については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定を準用し、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（通称名の使用）

第5条 宣誓しようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

（受領証の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓を行った者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓を行った者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、当該宣誓を行った者の双方が市内に住所を有していない場合においては、第4条第2項に定める書類の提出後に受領証及び宣誓書の写しを交付するものとする。

2 前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合には、これに準ずるもの）を受領証（裏面）に記載するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失、毀損、又は汚損したときや、氏名・住所の変更等再交付が必要と認められるときは市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が新たに婚姻やパートナーシップの宣誓をする場合
- (3) 双方が本市外に転出した場合

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年4月26日から施行する。